



ほほえみ



小山市出身、コタンのシュバイツアー「高橋^{ふさじ}房次」先生を知っていますか？

高橋先生は明治15年（1882）に間々田村に生まれました。

彼はアイヌの人々が医療に恵まれず苦しい生活をしているという話を聞き、大正4年（1915）に北海道に渡りました。彼は「ひたすら尊い人命をあずかる医療が、一個人の営業であってはいけない。国費で貧しい人も富める人も差別なく平等に医療を受けられるようにすべきだ。」と周囲の人々に熱心に説き続けたといひます。

そうした信念を象徴するように、彼は患者に医療費を催促することを決してしませんでした。また、どんなに酷寒の真夜中でさえ、依頼があれば馬ぞりに乗って全身雪だるまのようになりながらも遠くの開拓地まで往診しました。

当時、アイヌの人たちはあからさまに和人（日本人）から差別を受けました。道内の開業医はアイヌの患者には土間のような下座で待たせたのに対し、和人の患者には畳の部屋を用意していました。明らかな差別ですが、当時はこれが習慣とされていたのです。そんな中で高橋先生の診療所の待合室には仕切りはなく、アイヌの人も和人も同じ患者として雑談しながら待っていたといひます。

彼は昭和30年（1955）、白老町^{しらおい}の名誉町民第1号に選ばれ、後、北海道文化賞・朝日保健文化賞を受賞すると共に北海道医師会から二度にわたって表彰されました。町の人たちは彼の胸像を建立し、その多大なる功績を心に刻んだのでした。

昭和35年（1960）6月29日の朝、北海道の白老町は悲しみに包まれました。白老町には古くからアイヌの人たちが多く住み、コタン（村）をつくっていました。この日、アイヌの人たちの心の支えであった、高橋先生が亡くなったのです。葬儀にはコタンの老若男女がことごとく集まり、ある年長いた女性は声をあげて泣き、別れを悲しみました。町葬の列は400mにも及び、1000人の人々が高橋先生を見送りました。

自分の信念を貫き人間愛に生き、コタンのシュバイツアーとも呼ばれた高橋先生は、郷土の小山市民に無償の愛の尊さ、差別をしない・許さないという普遍的な人類愛を今でも語りかけているにちがいありません。



診療中の高橋先生

写真：掛川源一郎

アイヌ民族支援法（アイヌ新法）を知っていますか？



「アイヌ民族支援法」（アイヌ新法）は、アイヌ民族を初めて先住民族と明記し、従来の文化振興や福祉政策に加えて、地域や産業の振興などを含めたさまざまな課題を解決することを目的とした法律です。令和元年4月に国会で成立し、同年5月に施行されました。「アイヌ民族支援法」は、アイヌの人びとを日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であるとの認識を示し、アイヌの人びとの誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進について国や自治体が責務を負うことを定めています。

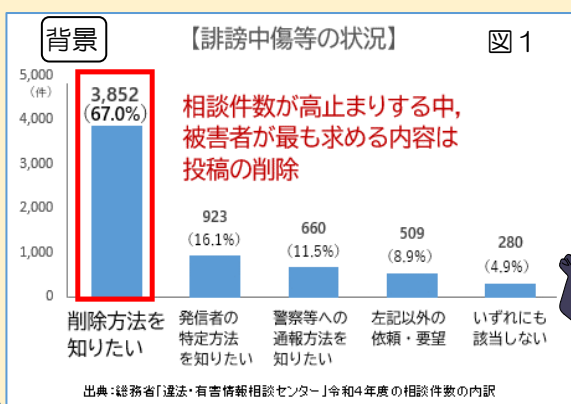


インターネットは、私たちの生活に欠かせないコミュニケーション手段となっています。しかし、事件や犯罪に巻き込まれるきっかけや誹謗中傷・いじめにつながってしまうことがあります。令和2年には、インターネット配信及び地上波テレビで放送された番組でプロレスラーの出演者が、番組中の言動を理由にSNSで誹謗中傷*を受け、自死に至ったことがありました。また、パリオリンピックにおいても、選手たちへの誹謗中傷が問題となりました。誹謗中傷被害を防ぐため、令和6年5月に「情報流通プラットフォーム対処法」が公布されました。

※誹謗中傷：根拠のない悪口を言いふらして他人を傷つけること

「情報流通プラットフォーム対処法」とは、インターネット上の「他人の権利を侵害する情報」に関してプロバイダが適切な対応をとれるようにするための法律です。もともとは、プロバイダ責任制限法という法律でした。プロバイダとは、ネットワークにつなげるためのサービスを提供する通信事業者を指します。インターネット上では、誹謗中傷による被害が多数発生しており、SNSや匿名掲示板などの大規模プラットフォーム（大規模特定電気通信役務提供者）を中心に行われています。誹謗中傷を受けた被害者が最も求めることは、「投稿の削除方法を知りたい」でした（図1）。しかし、削除に関する課題（図2）があるため、プロバイダ責任制限法下では、投稿を迅速に削除できない状況にありました。

そこで、「情報流通プラットフォーム対処法」に改正することにより、大規模プラットフォーム事業者に対して、削除に関する対応の迅速化と運用状況の透明化（図3）を義務づけました。



削除に関する課題

図2

- 1 削除の申請窓口が分かりづらく、申請が難しい
- 2 放置されると情報が拡散するため被害者は迅速な削除を求めている
- 3 削除申請をしても通知がない場合があり、削除されたかが分からない
- 4 事業者の削除指針の内容が抽象的で何が削除されるか分からない

1 対応の迅速化

図3

- 削除申出窓口・手続きの整備・公表
- 削除申出への対応体制の整備
- 削除申出に対する判断通知

2 運用状況の透明化

- 削除基準の策定・公表
- 削除した場合、発信者への通知

小山市人権に関する市民意識調査（R3）の中で、インターネットによる人権侵害に関する人権上の問題では、「他人を誹謗中傷する表現を掲載すること」が最も多かったです。「情報流通プラットフォーム対処法」によって被害を最小限に抑える取組が必要です。



インターネットにつながると言うことは、有害情報に接するリスクやトラブルと背中合わせだと言うことを理解し、適切な使い方をしなければなりません。お子さんが被害者にも加害者にもならないよう、便利さと危険性の両面を学校や家庭で十分話し合っておく必要があります。

インターネットを利用するときのルールを決め、楽しく安全に役立てていきましょう！

そして、見知らぬ人でも、どんな場面においても、相手の人権を尊重することを忘れてはいけません。思いやりの心や強い正義感をもち、ネットを正しく有意義に利用しようとする私たち一人一人の意識が大切です。

